

目

次

	頁
第 1 0 7 号議案 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例	14
第 1 0 8 号議案 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	15
第 1 0 9 号議案 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	16

第百七号議案

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和八年一月三十一日」を「令和十三年一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年九月二十四日提出

埼玉県知事

大野 元 裕

提 案 理 由

法人の県民税の法人税割について、超過税率を課する特例期間を延長したいので、この案を提出するものである。

第百八号議案

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第九十二項事務の欄中40を44とし、30から39までを34から43までとし、29を削り、28を33とし、27を31とし、その次に次のように加える。

32 法第六十条第三項、第六十三条第二項、第二百十三条第三項及び第二百十六条第二項の規定による協力の要請

別表第九十二項事務の欄中26を削り、25を30とし、24を29とし、23を削り、22を28とし、21を削り、20を27とし、1から19までを8から26までとし、同欄に1から7までとして次のように加える。

- 1 法第四条の二第一項及び第一百四条第一項の規定による助言及び指導
- 2 法第四条の二第二項及び第一百四条第二項の規定による勧告
- 3 法第四条の二第三項の規定による措置
- 4 法第四条の二第四項、第一百四条第三項及び第一百四条第三項の規定による公表

- 5 法第四条の二第五項の規定による情報の利用
 - 6 法第四条の二第六項の規定による情報提供の要請
 - 7 法第四条の二第七項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問
- 附 則

この条例は、令和七年十一月二十八日から施行する。

令和七年九月二十四日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を松伏町が処理することとしたいので、この案を提出するものである。

第百九号議案

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
(昭和三十二年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五十円」に
改め、同項第三号中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和七年八月一日以後に支給すべき事由
が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償に
ついては、なお従前の例による。

令和七年九月二十四日提出

埼玉県 知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政
令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する介護
補償の額の改定をしたいので、この案を提出するものである。